

1 計画策定の背景

人口減少時代に入ったわが国では、少子化に歯止めをかけ、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図ることが求められています。平成 24 年（2012 年）に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。新たな制度では、市町村が実施主体となり、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付の創設と、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を目指しています。

伊丹市においても、「子ども・子育て関連 3 法」の趣旨を踏まえ、平成 27 年（2015 年）1 月に伊丹市子ども・子育て支援計画（以下、第 1 期計画）を策定し、伊丹市の実情に応じた質の高い幼児教育・保育の提供及び地域の子育て支援の充実に関わる様々な施策を推進してきました。

その後、国では、さらに進む少子化への対応や、待機児童の解消を目指し「子育て安心プラン」や、令和元年（2019 年）10 月からは、幼児教育の重要性や子育てにかかる経済的な負担軽減の観点から「幼児教育・保育の無償化」を実施するなど、更なる少子化対策を推進しています。

このような背景の中で、伊丹市では、第 1 期計画が令和元年度（2019 年度）で計画期間が満了することから、令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 5 年間を計画期間とする第 2 期伊丹市子ども・子育て支援事業計画を策定します。当該計画では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、すべての子どもの育ちとすべての子育て家庭を支援し、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、伊丹市を取り巻く新たな課題の解決に向けて取り組みを進めます。

2 子ども・子育て支援新制度の概要

(1)「子ども・子育て関連3法」について

次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。また、「子ども・子育て支援新制度」は、これらの法律に基づくものです。

- ① 子ども・子育て支援法（平成 24 年（2012 年）法律第 65 号）
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年（2012 年）法律第 66 号）
- ③ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年（2012 年）法律第 67 号）

(2) 子ども・子育て支援新制度の内容

「子ども・子育て支援新制度」とは、子ども・子育て支援に関する新しい制度のことで、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域の子ども・子育て支援の充実などを目指しています。この制度では、消費税の引き上げによる財源を活用して、計画的に子ども・子育て支援の量や質の拡充を図ります。

- ① 子ども・子育て支援給付

子ども・子育て支援新制度における給付は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の２つに大きく分かれており、子ども・子育て支援給付は、さらに教育・保育給付の「施設型給付」及び「地域型保育給付」に分かれます。

【子ども・子育て支援給付】

種類	対象事業
施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
地域型保育給付	小規模保育、家庭の保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

- ## ② 教育・保育給付認定区分

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用する子どもについては、次の３つの認定区分が設けられ、市町村が保育の必要性の有無等の客観的基準に基づき認定し、認定区分に基づく給付を支給する仕組みとなっています。

【教育・保育給付認定区分】

1号認定	満3～5歳児が、新制度に移行した幼稚園、認定こども園を利用するために必要な認定
2号認定	満3～5歳児が、保育所、認定こども園等を利用するために必要な認定
3号認定	満3歳児を除く0～2歳児が、保育所、認定こども園等を利用するために必要な認定

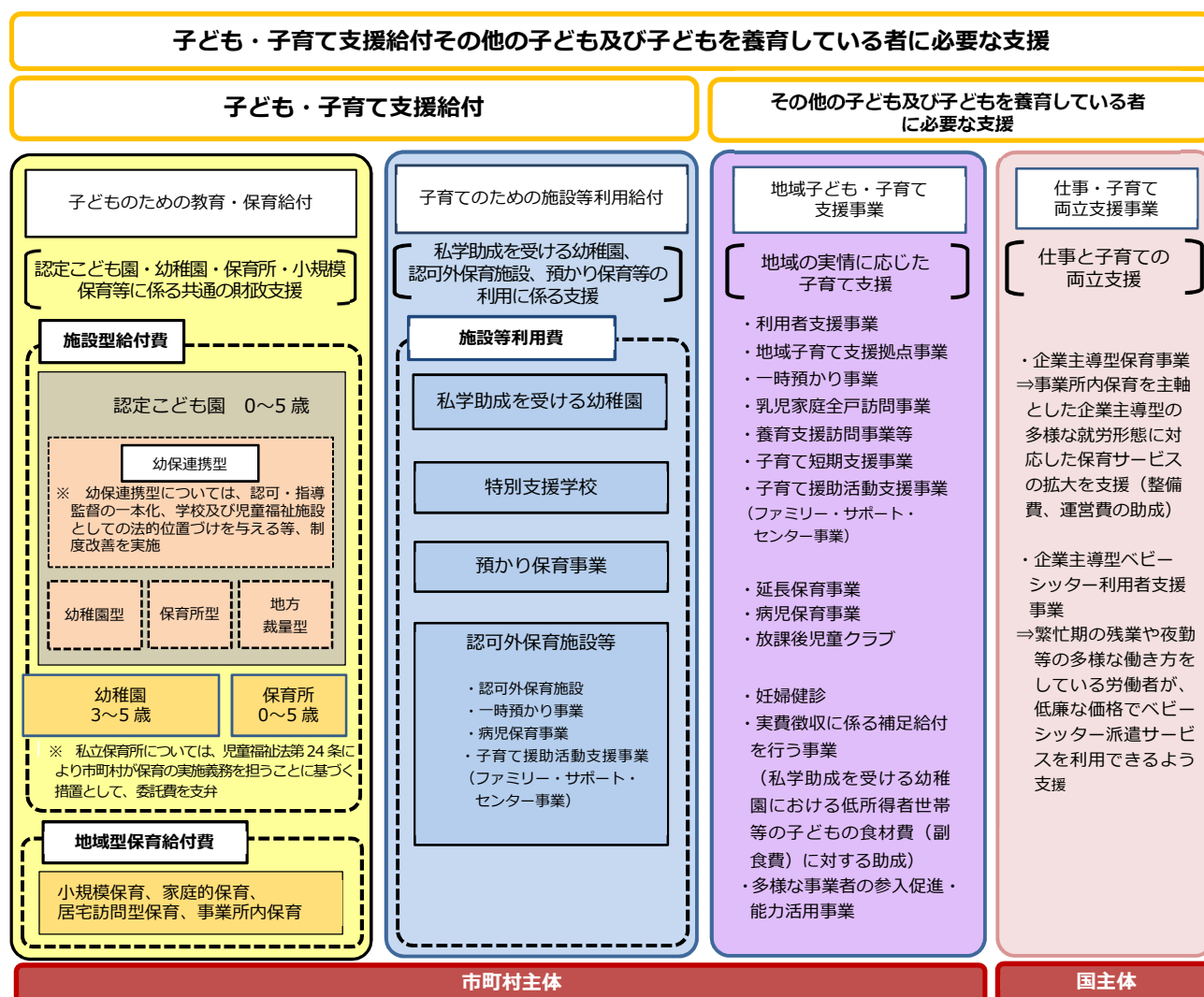
③ 地域子ども・子育て支援事業

市町村は、子ども・子育て家庭等を対象として、13の事業が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、各市町村が地域の実情に応じて推進することとされています。（子ども・子育て支援法第59条）

【地域子ども・子育て支援事業（法定13事業）】

事業名	
○利用者支援事業	○地域子育て支援拠点事業
○妊婦に対して健康診査を実施する事業	○乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
○養育支援訪問事業・子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	
○子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	
○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
○一時預かり事業	○時間外保育事業（延長保育事業）
○病児保育事業	○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
○実費徴収に係る補足給付を行う事業	○多様な主体の参入促進事業

図表 制度における給付・事業の全体像



■子ども・子育てに関する法律・制度等の経緯

	法律・制度等	内容
平成 27 年 (2015 年)	子ども・子育て支援法関連3法施行	・子ども・子育て支援事業計画の策定を明記
	保育士確保プラン	・待機児童解消加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度（2017年度）末までに7万人の保育士を確保。（⇒平成27年（2015年）に9万人分に拡大）
	少子化社会対策大綱改定	・子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚 ・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化
	次世代育成支援対策推進法	・令和7年（2025年）3月末までの時限立法に延長
平成 28 年 (2016 年)	子ども・若者育成支援推進大綱	・子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示
	児童福祉法の一部改正	・子どもの権利条約を踏まえ、子どもが権利の主体であることを明言 ・児童虐待防止対策の強化 ・子育て世代包括支援センターの法制化
	ニッポン一億総活躍プラン	・保育士の処遇について、新たに2%相当の改善 ・平成30年度（2018年度）以降も保育の確保に取り組む
	切れ目のない保育のための対策	・待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化
平成 29 年 (2017 年)	子育て安心プラン	・令和2年度（2020年度）末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成
	新しい経済政策パッケージ	・「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる
平成 30 年 (2018 年)	子ども・子育て支援法の一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引き下げ
	基本指針の一部改正	・企業主導型保育や幼稚園の長時間預かり保育利用の取り扱いの変更を明示
	新・放課後総合プランの策定	・放課後児童クラブについて、令和3年度（2021年度）末までに約25万人分を整備して待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ令和5年度（2023年度）末までに計約30万人分の受け皿を整備する
令和元年 (2019 年) 10 月 1 日	改正基本指針の公布	・前項「基本指針の改正」（4）の幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う改正
令和 2 年 (2020 年) 4 月 1 日		・前項「基本指針の改正」（1）～（3）の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための改正

(1) 国との関係

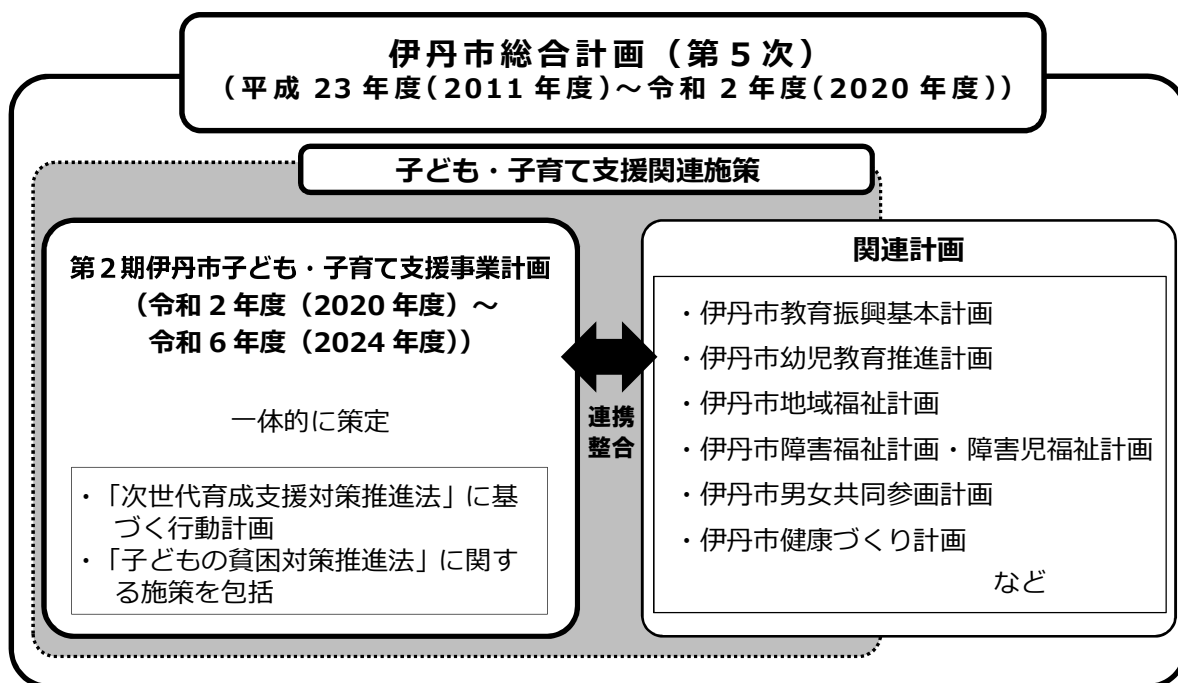
この計画は、子ども・子育て支援法及び国より示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、伊丹市の地域性や独自性を踏まえ、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定により策定するものです。

また、「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画と一体的に策定するとともに、「子どもの貧困対策推進法」に関する施策を包括するものとします。

(2) 伊丹市総合計画（第5次）及び他の関連計画との関係

この計画は、伊丹市総合計画（第 5 次）の政策目標「未来を担う人が育つまち」の実現を図る子ども・子育て分野の部門別計画として位置づけるとともに、伊丹市次世代育成支援行動計画「愛あいプラン」を引き継ぐものとして策定します。

また、この計画には、子どもと子育てを取り巻く教育、保健、医療、福祉、労働、住宅・都市基盤整備などの分野における「伊丹市教育振興基本計画」、「伊丹市幼児教育推進計画」、「伊丹市地域福祉計画」、「伊丹市障害児福祉計画」、「伊丹市男女共同参画計画」などの関連計画との整合・連携を図りながら、この計画における個々の施策を推進していきます。



(3) 対象など

この計画の主たる対象は、子どもと子育て家庭（保護者）とします。この計画における「子ども」とは、乳幼児期、学童期、思春期を含む 18 歳までの子どもとし、「子育て家庭」とは妊娠期を含むすべての子育て家庭とします。

また、この計画は、すべての子どもの「育ち」と保護者の「子育て」を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、地域、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するための計画として位置づけます。

4 計画策定経過など

この計画の策定にあたり、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映させるため、「伊丹市子ども・子育て支援に関する調査」を実施し、様々な視点から分析を行いました。

調査結果から把握した子育て支援に関するニーズをもとに、現状のサービス基盤を踏まえつつ、この計画への子育て当事者などの意見を反映するとともに、伊丹市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による子どもの保護者、学識経験者、関係団体や労働者を代表する者などで構成する「伊丹市子ども・子育て審議会」を設置し、計画の内容について審議しました。

【伊丹市子ども・子育て支援に関する調査の実施状況】

対 象 者	標 本 数	配布・回収方法	調査期間 (平成 30 年 (2018 年))	有効回収数 有効回収率
就学前児童の保護者	2,141 人	郵送配布・回収	11/1～11/19	1,198 件 56.0%
就学児童の保護者	1,883 人	学校配布・回収	11/1～11/15	1,637 件 86.9%

5 計画の期間と進捗管理

子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 5 年間を計画の期間とします。

計画の進捗管理については、伊丹市子ども・子育て審議会において、計画の実施状況を評価し、事業の実施状況などを毎年ホームページで公表します。また、必要に応じて、計画期間の中間年にあたる令和 4 年度（2022 年度）に見直しを実施します。

計画は、国や兵庫県、近隣市と連携し、相互に協力して推進します。